

議案第 9 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

刑法の改正に伴い、関係条例の規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

第 1 章 関係条例の一部改正（第 1 条―第 5 条）

第 2 章 経過措置

第 1 節 通則（第 6 条・第 7 条）

第 2 節 その他（第 8 条）

付則

第 1 章 関係条例の一部改正

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の分限に関する条例（昭和30年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改める。

第 8 条第 1 項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(葛飾区プールに関する条例の一部改正)

第 2 条 葛飾区プールに関する条例（昭和50年葛飾区条例第30号）の一部を次のように改める。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(葛飾区行政不服審査会条例の一部改正)

第 3 条 葛飾区行政不服審査会条例（令和 5 年葛飾区条例第 1 号）の一部を次のように改める。

第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第4条 葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第6条第1項から第3項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（葛飾区議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第5条 葛飾区議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

第1節 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第6条 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第7条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せら

れた者とみなす。

第2節 その他

(経過措置の規則への委任)

第8条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、葛飾区規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。